

【スウェーデン】 行政庁の総務を受託する新庁の設立

海外立法情報課・井樋 三枝子

- * 2012年6月1日、新行政庁の国家役務センターが設立された。同センターは、各行政庁が個別に行ってきた給与事務、会計事務等を受託し、一括して実施することにより、国の行政の効率化、コスト削減、公務員の有効利用、各行政庁が提供する公的サービスの質の向上等を目指している。

設立の経緯

スウェーデンにおいては、省庁は政策の立案のみを行い、各政策の執行は省庁から分離独立した行政庁が行う。国家役務センターは、各行政庁の給与事務、勤務時間の管理、会計等の総務を受託するために設立された行政庁である。同センター設立の構想は、2009年に議会に提出された政策に関する政府提出議案「民主主義、参加及び成長のための行政」(prop.2009/10/:175)に遡る。政策に関する政府提出議案とは、政府による、ある政策の実施を認めるものであり、必要に応じ、法律案を含む。同議案では、IT技術やインターネットを活用した行政機関の事務の効率化、質の維持向上、コスト削減等を目指すための改革が提案された。すでに1990年代から、政府は、約27万人の公務員削減(教師、日雇等を含む)、行政庁数の削減(約1,400機関を約400機関に)、輸出入関税等の手続のオンライン化、通知や請求書の電子化、社会保障給付事務の電子化、統計事務等のための公的機関及び民間企業等のデータベース登録等を行い、省力化を進めていたが、これらを踏まえ、さらなる改革を進めることを提案したのが、同議案であった。さらに、同議案には、公的機関が保有するデータを再利用し、活用することを目指す2003年公的機関の情報の再利用に関するEU指令(2003/98/EC)を国内で実施するための法案や関連する国内法の改正案も盛り込まれており、これらは、公的機関の有する情報の再利用に関する法律(SFS 2010:566)等として成立した。

この政策に関する政府提出議案を踏まえ、2011年4月14日、政府は「行政庁共通の役務センター設立に関する立法関係等調査委員会報告書(SOU 2011:38)」を提出し、国家役務センターの創設を具体的に提案した。同報告書では、同センター設立の利点として、年間2億9500万クローナ(1クローナ=約12円)の経費節減を見込めること、各行政庁が独自に総務部門を有するよりも、3割の効率化を達成する可能性があること等を掲げた。最終的に国家役務センターに関する政令(SFS 2012:208)が制定され、2012年6月1日に施行、即日、同センターが発足した。

国家役務センターについて

(組織) センター長が運営し、外部理事を含む最大7名からなる理事会(現在は、理事長を含む5名、任期は2014年6月1日まで。)が置かれる。職員数は約170名で、財務管理、給与事務、電子調達、顧客(役務利用行政庁)対応、情報技術サービス

及び総務の 6 つの部がある。また、社会保険庁、国税庁の各事務の一部が移管された。

(利用) 行政庁による国家役務センターの利用は任意で、同センターが提供する役務を選択して利用することができるが、利用しない場合、行政庁は、独自に何らかの効率化を図る義務を負う。2015 年までに、全行政庁の 4 分の 1 又は全国家公務員の 4 分の 1 相当の役務を、同センターが受託することを目標とする。同センターの財政は、役務に応じ、利用する行政庁が支払う手数料のみに基づき、手数料の額は一般公開される。手数料には、基本手数料（全行政庁共通の部分と行政庁の規模により異なるものがある。）、役務毎の単価手数料（役務の種類により異なる。）、システム等の維持手数料の 3 種類がある。同センターの借入限度は 3400 万クローナとし、2019 年までに、収支の均衡を図ることが義務付けられた。

(事務内容) 基本役務（全行政庁向けに標準化）、付加役務（限られた行政庁のみが利用、標準化）及び特別役務（一時的役務で標準化に適さないもの。例えば、調査、コンサルタント役務等）がある。

基本役務は、次のような内容を含む。

- ・継続的なシステム支援：システム調達・運営・維持管理、システム配備・アップグレード対応、継続的プロセス開発、人員の募集・訓練
- ・経理と帳簿管理：中間及び年次の財務諸表の作成の支援、帳簿突合の準備、付加価値税等申告時の精算、付加価値税徴収請求の作成、支払処理、国への会計報告
- ・請求書の管理：請求書作成・送付、入金処理、未払案件の特定
- ・工事関係会計事務：見積作成、業者名簿の維持管理、未活用資産の管理、予算管理
- ・勤務時間の管理・分析：勤務時間の記録・集計、新規採用・就業規則の変更の際の服務決定事項・労働協約等の記録維持・管理
- ・給与・年金事務：給与の計算・支給、税控除等の事務、病休取得記録の維持、社会保険庁への失業補償等の請求、補償受領の際の算定基礎の決定、雇用証明等の発給、給与明細の作成・提供、公用車の管理、給与事務の改善、出張・経費の管理、企業年金・傷病年金・遺族年金・団体生命保険等の管理事務・資金運用
- ・電子調達：電子注文、仕入先請求書の管理・整理・処理・媒体変換、購入統計と追跡管理報告書の作成、納入業者名簿の管理、物品目録の管理、契約の管理、資産及び税の集計
- ・顧客サービス：マニュアル整備、役務利用行政庁の名簿管理、質問への回答

参考文献(インターネット情報は 2012 年 10 月 24 日現在である。)

- ・ “Offentlig förvaltning för demokrati, delaktighet och tillväxt,”(prop.2009/10:175)
<<http://www.regeringen.se/sb/d/108/a/142272>>
- ・ “Ett myndighetsgemensamt servicecenter.” (SOU 2011:38) <<http://www.regeringen.se/sb/d/13904/a/166606>>
- ・ Statens servicecenters webbplats. <<http://www.statenssc.se/Pages/default.aspx>>